

子ども家庭総合支援拠点について

1 趣旨・目的

平成 28 年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（※）において、市区町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもを取り巻く福祉の向上を図ることを目的に、子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整等）を一体的に担うための機能を有する拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることとされた。

さらに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、令和 4 年度までに全市町村に拠点を設置することが目標とされた。

（※児童福祉法第 10 条の 2）

市町村は、（中略）児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

2 子ども家庭総合支援拠点整備に関する主な背景（全国）

(1) 児童虐待の増加・顕在化

- 児童相談所 相談対応件数の増加 H30 年度：15 万 9,850 件（平成 27 年度の 1.5 倍）
- 警察庁 児童虐待摘発件数の増加 H30 年度：1,380 件（平成 27 年度の 1.7 倍）

(2) 児童虐待の社会問題化（児童虐待事件の一例）

H30. 3	目黒区 5 歳女児虐待死亡事件（母及び血縁無父）
H31. 1	野田市小学 4 年女児虐待死亡事件（両親）
R 元. 5	札幌市 2 歳女児虐待死亡事件（母及び交際相手）
R 元. 8	鹿児島県出水市 4 歳女児虐待死亡事件（交際相手の男性）

3 県内及び本市内の児童虐待の相談対応状況（平成 30 年度）

	対応件数	特記事項
県内	1,549 件	平成 27 年度の 2.9 倍
市内	367 件※	平成 27 年度の 2.7 倍

※ 浜児童相談所及び市（各地区保健福祉センター）における対応件数。

4 本市における児童虐待対応の現状

各地区保健福祉センターにおいて、発生予防や早期発見の観点から、いわきネウボラにおける母子保健・子育てコンシェルジュ等による一般的な相談支援のほか、ケースワーカーや保健師、家庭相談員、女性相談員等による専門的な相談支援を行っている。

また、児童虐待発生時においては、児童相談所や医師会、警察など関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会を中心に、情報共有を図りながら、迅速・的確な対応に努めている。

5 子ども家庭総合支援拠点の概要

(1) 配置人員及び業務内容

子ども家庭総合支援拠点における配置人員については、児童人口規模に応じたものと、国要綱により定められている。

本市（児童人口約 4.8 万人：H31. 4. 1 現在）の場合、中規模型（児童人口概ね 2.7 万人～7.2 万人）に該当。

職名	配置基準	業務内容	資格等
子ども家庭支援員	3名	相談対応、実情の把握、調査、支援及び指導等	社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、助産師、保育士等
虐待対応専門員	2名	虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所など関係機関との連携・調整	
心理担当支援員	1名	心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア	大学等において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

(2) 本市における子ども家庭総合支援拠点の整備について

現在、地区保健福祉センターに配置しているケースワーカーや家庭相談員など各相談員に加え、国の配置基準に基づき、新たに子ども家庭支援員、虐待対応専門員及び心理担当支援員を配置し、支援体制の強化を図る「子ども家庭総合支援拠点」の早期整備に向けて取り組む。

(3) 本市子ども家庭総合支援拠点体制の役割

児童虐待対応について、児童相談所においては、主に入所や一時保護など

のリスクの高いものを、市においては中・軽度の要支援世帯を支援しているなか、子ども家庭総合支援拠点において、次に掲げる役割を担うこととなる。

ア 子ども家庭支援全般に係る業務

実情の把握、相談等への対応、調整

イ 要支援児童及び要保護児童等への支援業務

危機判断とその対応、アセスメント、地区保健福祉センターが作成する支援計画の策定支援等

ウ 関係機関との連絡調整

調整機関として機能し、支援の一体性、連続性を確保

エ その他の必要な支援

一時保護又は措置解除後の児童等が安定して生活を継続していくための支援等

(別紙「市区町村における必要な支援を行う体制の関係整理」参照)